

議案第58号

公有財産の無償貸付けについて

次のとおり公有財産を無償貸付けするものとする。

令和7年2月28日提出

上越市長 中 川 幹 太

名 称	南川児童館
所 在 地	上越市頸城区上吉 194 番地 1
区 分	土地 宅地 建物 1 棟
面 積	土地 1,242.50 m ² 建物 446.16 m ²
貸付けの相手方	上越市西城町 2 丁目 10 番 25 号 株式会社井手塾 代表取締役 大島 誠
貸 付 期 間	契約締結の日から 5 年間
貸 付 け の 条 件	借受人は、当該施設において、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する「児童発達支援」の用に供するものとする。
備 考	上記のほか、附属物一切を含む。